

日本財団助成事業 たまの渚の交番プロジェクト
渋川ビジターハウス改修等基本設計・実施設計及び工事監理業務
公募型プロポーザル実施に係る手続き開始のお知らせ

次の案件のプロポーザル（技術提案書）の提出に関して、次のとおりお知らせします。

平成29年9月5日

公益社団法人 玉野市観光協会
会長 三宅 照正

1 目的

渋川ビジターハウスの改修等により、たまの渚の交番を整備するにあたり、事業者の分析力、企画力等を総合的に評価し、最も優れたものを業務委託契約の候補者として選定する公募型プロポーザルを行う。

2 事業概要

(1) 委託事業名 たまの渚の交番改修等基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務内容 基本設計、実施設計及び工事監理業務

(3) 全体スケジュール

資料の配付：平成29年9月5日（火）～9月14日（木）

参加表明にかかる照会：平成29年9月5日（火）～9月11日（月）

参加表明書の提出：平成29年9月5日（火）～9月14日（木）

第1次審査：平成29年9月15日頃

プロポーザルの提出：～平成29年9月28日（木）

第2次審査：平成29年9月29日頃

基本設計履行期限：平成29年11月25日（土）

概算工事費の提出：平成29年11月25日（土）

実施設計履行期限：平成30年1月25日（木）

施工業者選定等：平成30年3月上旬頃

工事監理業務：着工～平成30年6月末頃（竣工まで）

(4) 総事業費上限 60,000,000円（基本設計、実施設計、工事監理業務及び、改修工事等を含む）

※ 当該事業は市有施設の有効活用を図る事業であるため、別添「玉野市建築設計業務委託共通仕様書」に準じた取り扱いとする。

※ 当該事業は国立公園第二種特別地域内での実施であることを踏まえ、国、県等関係機関と十分に調整を行い、業務を遂行すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者（複数団体による連合体（以下「共同事業体」という。）又は単

体法人とする。共同事業体の構成員を含む。)は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次の条件を満たすこと

- (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (3) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により、1級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

4 参加条件

- (1) 第1次審査参加条件(参加表明書による審査)

参加表明書を提出する者は、平成19年4月以降に延べ床面積500㎡以上かつ地上2階建て以上の建築物の設計実績があること。

- (2) 第2次審査参加条件(技術提案書による審査)

技術提案書(以下、「プロポーザル」という。)の提出の要請の通知を受けた者であること。

5 手続き等

- (1) 担当事務局

〒706-0002

岡山県玉野市築港1-1-3

公益社団法人 玉野市観光協会

担当：安原

連絡先：TEL(0863)21-3486 FAX(0863)32-3331

- (2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の配布

ア 資料名

- ① 公開型プロポーザル実施に係る手続き開始のお知らせ
- ② たまの渚の交番建設基本構想・基本計画
- ③ 公開型プロポーザル提出書類作成要領
- ④ 参加表明書
- ⑤ 参加表明書記入例

イ 資料配布期間

平成29年9月5日(火)から平成29年9月14日(木)

配布時間は、午前9時から午後5時まで

ウ 資料入手方法

上記（１）の担当事務局

公益社団法人 玉野市観光協会のホームページから入手すること

URL <http://tamanokankou.com/>

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成29年9月14日（木）午後5時まで

イ 提出場所 上記（１）の担当事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと）

(4) 第1次審査（参加表明書による審査）

ア 参加資格を認めた者のうちから、たまの渚の交番プロジェクト渋川ビジターハウス改修等基本設計・実施設計及び工事監理業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の選考を経てプロポーザルの提出を要請する者を決定する。

イ アの決定を受けた者に対し、プロポーザルの提出の要請をするものとし、プロポーザルを要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。

(5) プロポーザルの提出

ア 提出期限 平成29年9月28日（金）午後5時まで

イ 提出場所 上記（１）の担当事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

(6) 第2次審査：プロポーザルによる審査

第1次審査を通過し、プロポーザルを提出した者については、第2次審査において審査委員会がプロポーザルの審査及びヒアリングを実施し1社を特定する。

6 プロポーザル提出者の選定基準及び特定基準

(1) 第1次審査の選定基準

第1次審査の選定基準は、次のとおりとする。

評価項目	評価事項
1 事業所の実力 (業務履歴等)	同種・類似業務実績数、同種・類似業務適応性、技術者数、有資格者数 等
2 担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	管理技術者及び担当主任技術者等の資格・経験、業務実績、等

(2) 第2次審査の特定基準

評価項目	評価事項
1 担当チームの対応 (業務の実績方針、手法及び提案)	ア 取り組み意欲 イ 業務の理解度 ウ 技術提案の的確性、独創性、実現性 エ 実施方針の妥当性

2 見積金額	基本設計・実施設計及び工事監理にかかる費用
--------	-----------------------

7 審査

(1) 第1次審査 (参加表明書による審査)

平成29年9月15日頃の予定

(2) 第2次審査 (技術提案書による審査)

平成29年9月29日頃の予定

8 支払条件

本事業は、日本財団の助成事業への申請を予定しており、不採択の場合、もしくは減額での採択の場合に事業を中止または変更をすることがある。(採択の決定は3月下旬の予定) 事業の中止の際には、設計業務にかかる委託料は支払わず、図面等の成果品は返却するものとする。また、事業の変更の際には、委託料の範囲内で、変更の内容に従って設計業務の内容を変更するものとする。

なお、本事業の支払いは、5月に設計にかかる経費を、工事監理業務が終了した段階で残額を支払うものとする。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5 (1) に同じ

(4) 詳細は、第1次審査後説明する。